

令和元年度補正予算
「生活空間におけるサイバー／フィジカル融合促進事業費補助金」

公募要領

2020年5月

(2020年6月24日 P18赤字部分更新)

補助金を交付申請または受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」という。)、およびSIIが定める「生活空間におけるサイバー／フィジカル融合促進事業費補助金交付規程(SII-Q2-R-20200430。以下「交付規程」という。)」をよくご理解のうえ、また下記の点についても十分にご認識いただいたうえで補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

※補助金適正化法および交付規程における「間接補助事業」とは、補助金を交付申請する事業者が、SIIより交付決定を受け実施する事業を指し、本公募要領および申請様式においては以下「補助事業」という。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿および全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIは、当該補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑤ ④の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIは、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を講じるとともに、当該事業者の名称および不正の内容を公表することがあります。
- ⑥ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表(個人・個人事業主を除く。)することがあります。
- ⑦ 事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料を添付してください。
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条の規定に基づき、刑事罰等が科されます。予め補助金に関する法令等を十分に理解したうえで本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1 事業概要

1-1 事業目的	5
1-2 補助対象事業	6
(1) プラットフォーム事業者とは	6
(2) サービス事業者とは	6
(3) 機器メーカーとは	6
(4) 消費者とは	6
1-3 用語の定義	7
(1) 対象サービス	7
(2) ネットワークデバイス	7
(3) 生活データ	7
(4) インセンティブ	7
1-4 参画事業者の要件	8
(1)-1 プラットフォーム事業者(幹事者)	8
(1)-2 プラットフォーム事業者以外(共同事業者)	9
(2) コンソーシアム事業者	9
1-5 事業要件	10
(1) 対象サービスに関する考え方	10
(2) インセンティブに対する補助の考え方	10
1-6 補助対象経費の考え方	10
(1) 補助対象経費	11
(2) 補助率・補助上限額	11
(3) 補助対象外経費	11
1-7 セキュリティ・個人情報保護に関する要件	12
(1) 情報セキュリティマネジメントシステム	12
(2) 個人情報保護	13
1-8 データカタログの公開	14
1-9 留意事項	14
1-10 事業スキーム	14
1-11 実施スケジュール	15

2 事業の実施

2-1 応募申請(交付申請)	17
(1) 事業の公募	17
(2) 公募の期間	17
(3) 応募申請	17
2-2 応募申請時の提出方法	18
(1) 提出書類	18
(2) 提出方法	20
(3) 提出先	20
2-3 審査・採択	21
(1) 審査項目(案)	21
(2) 間接補助事業者の採択決定	21
(3) 採択事業者向け説明会	21
2-4 体制の構築	22
(1) 追加登録受付期間	22
(2) 追加登録方法	22
(3) 追加登録の承認	22
2-5 交付決定	23
(1) 交付申請内容に関する協議	23
(2) 交付決定の通知・公表	23
(3) セキュリティ対策についての報告	23
2-6 補助事業の開始～完了	24
(1) 間接補助事業の開始	24
(2) 補助事業期間中の事業内容の変更等	24
(3) 活動計画・進捗の公表	24
(4) 進捗報告・中間検査	24
(5) 補助事業の完了	24
(6) 実績報告～補助金の支払い	24
2-7 成果普及活動	25
(1) WEBサイトによる情報発信	25
(2) イベント等への参加	25
2-8 補助金の支払い以降	26
(1) 成果報告	26
(2) 会計検査	26
(3) 不正受給に対する罰則・加算金について	26
(4) その他	26

1 事業概要

1 事業概要

1-1 事業目的

多くの家庭において、様々な家電等が利用されているが、これらが収集する生活データをうまく活用することで、個人の特性に応じてきめ細かくカスタマイズされ、社会課題の解決にも寄与するような高付加価値なサービス等が提供でき、生活をより豊かにできる可能性がある。しかしながら、複数の家電等のデータが相互に十分には連携できないため、実現が困難な状況にある。また、消費者におけるプライバシーの懸念やデジタルリテラシーの不足といった要因も働き、実際にネットワークに接続されている家電等は極めて限定的となっている。

本事業は、上記の課題に対して、複数の機器メーカーから得られる消費者の生活データを分析し、複数のサービス事業者提供する機能を担うプラットフォームと連携したサービスの利用契約を行った消費者に対しインセンティブを付与し、状況を打破することを目的とする。

合わせて、本事業に参画する事業者には、プラットフォーム間におけるデータ連携の仕組みに関する検討や消費者にとって負担感の少ないインターフェースの実現に向けた工夫を促すことも狙いとする。

参考：参入事業者のイメージ



※経済産業省「スマートライフ政策について」より引用

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/smart_life/pdf/smart_life_180713.pdf

1-2 補助対象事業

ネットワークに接続された複数の機器から得られる消費者の生活データを分析し、消費者にサービスを提供する複数の事業者に対該データを提供する機能を有するプラットフォームと連携したサービスとの利用契約を行った消費者に対し、インセンティブを付与する事業。

(1) プラットフォーム事業者とは

2社以上の機器メーカーと2社以上のサービス事業者と連携し、1-3(2)に該当するネットワークデバイスを通じて得られる消費者の1-3(3)に該当する生活データを収集・管理・分析し、当該サービス事業者に提供するための機能(データ連携プラットフォーム)を有する事業者。

※ 機器メーカー及びサービス事業者とともに構成するコンソーシアムの取りまとめを行う事業者。

※ なお、コンソーシアムに参画する事としては、プラットフォーム事業者・サービス事業者・機器メーカーの他、消費者の生活データを扱う事業者や、消費者に対する1-3(4)に該当するインセンティブの提供に関する取りまとめを行う事業者とする。

(2) サービス事業者とは

消費者に対し、1-3(1)に該当する対象サービスを提供する事業者

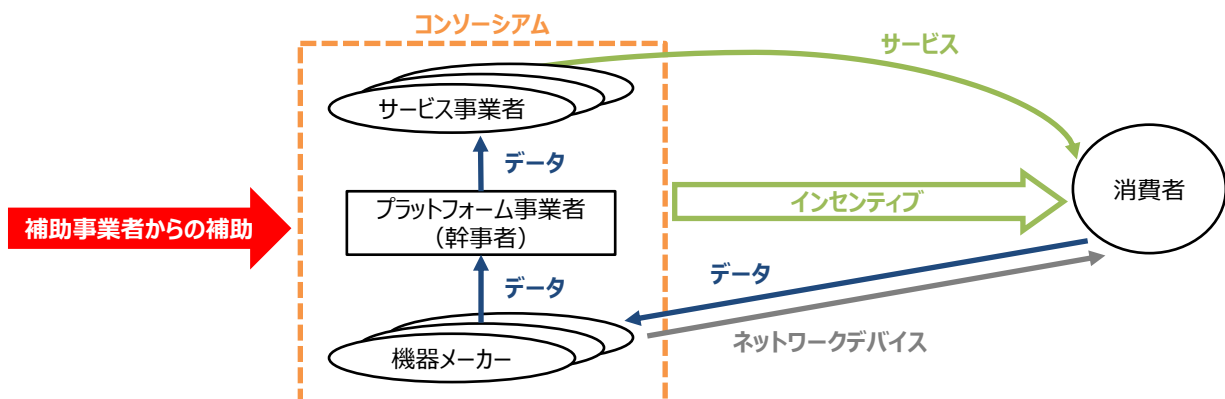
(3) 機器メーカーとは

1-3(2)に該当するネットワークデバイスを提供する事業者

(4) 消費者とは

サービス事業者が提供する1-3(1)に該当する対象サービスと利用契約を行う者であり、当該サービスのエンドユーザー又は当該サービスの契約者が指定した者

事業イメージ



1-3 用語の定義

本公募要領で用いる用語について、下記の通り定義する。

(1) 対象サービス

ネットワークデバイスから収集した生活データを活用し、少子高齢化が進展する中においても高齢者が生き生きとした生活を送ることにつながる健康増進サービスや老老介護に伴う在宅介護の負担を軽減する介護支援サービス、慢性的な睡眠不足による生活習慣病の罹患リスク低減につながる睡眠改善サービスなど、我が国が直面している社会課題の解決につながるサービスとする。ただし、サービスの有償・無償は問わない。

※平成30年度第2次補正予算「生活空間におけるサイバー／フィジカル融合促進事業費補助金」に採択されたサービスは、原則、対象外とする。

(2) ネットワークデバイス

消費者が主に生活空間で使用する機器であり、主たる機能が生活データの収集以外の役務を持ち※、かつ、消費者の生活データを自動又は手動(併用含む)によって収集することができ、家庭外のネットワークに当該生活データを直接又は間接的に送信できる機能を有するもの。

なお、収集した生活データを家庭外のネットワークに中継するだけのもの、スマートフォンやパーソナルコンピュータ、タブレット機器は除く。

※) 単体では生活データの収集以外の役務を持たない機器(汎用センサー等)については、当該機器で収集したデータが、参画するコンソーシアム内において、データの価値を高める工夫(データの高次化等)を経て提供されるサービスがある場合に限り、ネットワークデバイスとしての機器登録申請を認める場合がある。登録可否は、当該機器と関連する対象サービスの内容を踏まえて、申請内容を審査のうえ個別に判断する。

(3) 生活データ

ネットワークデバイスが収集する対象サービスの消費者に紐づく行動情報や行動、生体などのデータ。

<例>

生体情報 : 体温、血圧、心拍、体重、筋肉量・体脂肪、体組成、画像(顔・肌・口腔・体等)

活動量情報 : 歩数、運動量、睡眠状態

行動情報 : 移動、位置、視聴履歴、操作履歴、趣味嗜好

宅内情報 : 機器稼働情報、温度、湿度、空気質、照度、電力使用量、ドア開閉 …等

(4) インセンティブ

消費者が対象サービスとの利用契約を行った場合に、機器メーカー・プラットフォーム事業者・サービス事業者のいずれか又は全部より、消費者に提供される商品と交換可能なポイントや機器・サービスの値引き等のメリット。

1-4 参画事業者の要件

本事業に参画する事業者は、次のすべての要件に該当する者に限る。なお、プラットフォーム事業（幹事者）については、外部委託等により要件を満たしてもよい。

※下記、「(1)-1 プラットフォーム事業者(幹事者)」(4)の全体管理機能は除く。

(1) 間接補助事業者

消費者に対してインセンティブを付与する事業を実施し、SIIから補助金を受け取る者のことをいう。プラットフォーム事業者は、コンソーシアムに参画する事業者を取りまとめる。コンソーシアムに参画する事業者の中で、プラットフォーム事業者以外に消費者に対してインセンティブを付与する事業を実施しようとする者がいる場合には、当該事業者を共同事業者として、共同申請することができる。

(1)-1 プラットフォーム事業者(幹事者)

- (1) 日本国内の法人格を有する団体であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) コンソーシアムに参画する事業者(共同申請である場合は共同事業者を含む)の幹事者として、交付規程に基づく一切の手続を行うとともに、当該コンソーシアムの事業者及びインセンティブ等の全体管理を行うこと。
- (5) 2社以上の機器メーカー*とのデータ連携(クラウド、近距離無線等)により、ネットワークデバイスから収集される消費者の生活データを集約できること。ただし、集約したデータから機器メーカーを特定できない場合は、機器メーカーとしてカウントできない。
- (6) 2社以上のサービス事業者に対し、収集・管理・分析した生活データの一部または全部を提供できること。ただし、1つのサービス提供において複数事業者が関与する場合であっても、サービス事業者としてのカウントは1社となる。
(※留意事項)
 - ① サービス事業者やプラットフォーム事業者がOEMやODM等により他社からネットワークデバイスを調達する場合は、当該ネットワークデバイスを調達した事業者を機器メーカーとしてカウントする。
 - ② 宅内のネットワークデバイスから収集される生活データが、それを束ねる機器(例:ホームコントローラー)経由でプラットフォーム事業者に収集される事業モデルにおいて、プラットフォーム事業者がネットワークデバイスの機器メーカーを特定できる場合に限り、その特定できる機器メーカーの数を本事業における機器メーカーとしてカウントする。
- (7) 収集・管理・分析した生活データを他の事業者へ提供できる機能(APIの定義、データ提供の具体的手法等)を有すること。
- (8) 消費者が対象サービスを選択・契約・利用することや機器をネットワークに接続すること等において、「プライバシー確保」や「使いやすいユーザーインターフェースの実現」に関して、コンソーシアムに参画する事業者間で連携し、工夫する内容を申請時に記載したうえで、事業終了時にその効果分析を報告すること。
- (9) 本事業期間終了後も、本事業を通じて収集した生活データは、データの直接の利用目的が学術研究である場合であって、かつ、大学や研究機関などの申請主体が合理的な費用を負担するとした場合には、匿名加工したうえで原則提供すること。合わせて、消費者に対してはそうした利用の可能性があることを共有すること。
- (10) 本事業の目的を踏まえ、今後の事業者間の連携を促すため、WEB-APIの公開やデータの価値を高める工夫(例:データの高次化)に努めること。

(1) -2 プラットフォーム事業者以外(共同事業者)

- (1) 日本国内の法人格を有する団体であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) 幹事者と共同で事業を実施する者として、補助事業における責務を連帯にて負うことに同意すること。

(2) コンソーシアム事業者

- (1) 日本国内の法人格を有する団体であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

1-5 事業要件

(1) 対象サービスに関する考え方

- ① 2022年3月末まで対象サービスが継続する計画であること。
- ② 1ヶ月間以上※、消費者が対象サービスの利用契約を行っており、且つ消費者の生活データを継続して提供していること。
 - ※)原則として、事業期間中にサービス契約・データ提供が1ヶ月以上継続していたことを確認できること。本事業の事業完了期限が2021年3月5日であるため、交付決定日～2021年2月6日の間に対象サービスの利用契約等を締結する必要がある。
 - ※)ただし、サービス契約・データ提供が1ヶ月間以上続く蓋然性が高いと判断されるケースについては、下記の「特例措置」の適用が可能。特例適用を希望する場合は、サービス登録申請書に必要事項を記入し、関連する証憑類等を添付のうえ申請すること。

【(1)②の要件における特例措置について】

- ・ 下記の基準を満たす場合、事業期間中にサービス契約・データ提供が1ヶ月以上継続していたことを確認するプロセスを省略することができ、交付決定日～2021年3月5日の間にサービスの利用契約等を締結したものが対象となる。
- ・ 具体的な事例はFAQを参照すること。

【特例措置の判断基準】

■ サービス契約内容

該当する対象サービスが有償であり、かつ利用契約に一定期間の解約不能条項等が含まれているなど、1ヶ月以上の利用契約が継続する蓋然性が高いと認められるもの。

■ データ収集頻度

該当する対象サービスで利用する生活データが、ネットワークデバイスから常時収集されるもの、あるいは予め定められた頻度で収集されるものであり、1ヶ月間以上データ提供が継続する蓋然性が高いと認められるもの。

(2) インセンティブに対する補助の考え方

- ① 消費者が提供されたインセンティブの内容を認識できるようにすること。また、消費者へ提供したインセンティブの内容(項目・金額など)を示す証拠書類(エビデンス)を用意すること。
- ② 間接補助事業者(共同事業者含む)が、直接、消費者にインセンティブを提供する場合、当該事業者の実際の支出によって実費弁済することができる経費を補助対象とする。
 - ※例えば、インセンティブが自社製品・サービスの値引きの場合は、値引き分の原価を証明できる場合には補助対象とするが、自社ポイントの発行の場合は、実費弁済ができないことから補助対象外とする。
- ③ 間接補助事業者(共同事業者含む)以外のコンソーシアムに参画する事業者が消費者にインセンティブを提供する場合、間接補助事業者(幹事者)は、コンソーシアムに参画する事業者が消費者に提供したインセンティブの証拠書類(エビデンス)を確認したうえで、当該コンソーシアムに参画する事業者が請求する金額を支払うことにより、補助対象となる。
- ④ 同一のサービスにおいて、同一人物へ提供したインセンティブに対する補助対象となるのは利用契約1件につき1度までとする。
- ⑤ インセンティブ設計については、サービス毎に異なる設計になることは妨げない。

1-6 補助対象経費の考え方

(1) 補助対象経費

消費者が本事業の対象サービスとの利用契約等を行った場合、コンソーシアムに参画する事業者が直接消費者にインセンティブを付与する取組において、間接補助事業者であるプラットフォーム事業者または共同事業者がインセンティブの原資として支出・負担した費用。

(2) 補助率・補助上限額

- ① 補助率：1/2以内
- ② 補助上限額：5,000円(インセンティブ1件あたり)
※1コンソーシアムあたりの上限額：2.5億円

(3) 補助対象外経費

- ・ 現金の振込・手渡し等によるインセンティブ費用
- ・ 補助対象となる期間(原則交付決定日～2021年2月6日、特例措置が適用される場合(p10参照)は交付決定日～2021年3月5日)以外の期間に利用契約等を行った対象サービスにかかるインセンティブ費用
- ・ 事業期間内に、1ヶ月以上の利用契約の継続、消費者の生活データ提供の継続が確認できない対象サービスにかかるインセンティブ費用
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法(以下、「景品表示法」という。)およびその関連施行令・施行規則等に違反するインセンティブ費用
- ・ インセンティブ提供において、インセンティブ原資以外にかかる手数料・システム利用料等
- ・ その他SIIが補助対象外と判断したもの

1-7 セキュリティ・個人情報保護に関する要件

本事業に関わる事業者(コンソーシアムに参画する事業者)のうち、消費者の生活データを取扱う事業者は、次の対応を行うこと。

(1) 情報セキュリティマネジメントシステム

- ① 原則、ISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を対象サービスに関し取得していること。又は、情報セキュリティ監査人のセキュリティ監査(保証型監査)を受け、対象サービスに関し十分なセキュリティ措置が講じられていると評価された監査調書を取得すること(対象サービス提供開始日の6ヶ月前以内に取得したものに限り有効)。
ただし、認証等が未取得の場合、下表のスケジュールにおさまるように進めること。

時期	各事業者の状態
間接補助事業の申請時	認証等取得の意志の表明
本事業終了時	認証等取得

なお、事業終了時までにはやむを得ず認証等の取得ができない場合はこの限りではない。この場合、当該事由をSIIに説明するとともに、認証等の取得後、速やかにSIIへ報告すること。

※ 情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト

https://www.ipa.go.jp/security/it-service/service_list.html

※ ISO/IEC 27001又は情報セキュリティ監査人のセキュリティ監査(保証型監査)の申請・取得状況は適宜報告を受けたうえで、SII WEBサイトで公表する。

- ② 生活データを取扱う事業者は、サービス提供開始日前までに「スマートライフ分野の製品安全・セキュリティ対策指針チェックリスト※」を用いて、安全性とセキュリティの対策が適切に講じられていることを確認すること。

※ チェックリストは「プラットフォーム事業者用」「サービス事業者用」「機器メーカー用」と役割毎に項目が異なる。SII WEBサイトよりダウンロードし、サービス開始日までに提出すること。

- ③ ①、②の対応の中で、リスク評価を行う際は、「スマートライフ分野におけるリスク評価指針※」を参照すること。

※ 「スマートライフ分野の製品安全・セキュリティ対策指針チェックリスト」および「スマートライフ分野におけるリスク評価指針」は、SII WEBサイトに掲載している。

<https://sii.or.jp/cyberphysical01r/overview.html>

(2) 個人情報保護

- ① 原則、本事業に関わる事業者(コンソーシアムに参画する企業)のうち、消費者の生活データを取扱う事業者は、Pマーク(プライバシーマーク)を取得していること。又は、情報セキュリティ監査人のセキュリティ監査(保証型監査)を受け、対象サービスに関しJIS Q 15001に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを構築していると評価された監査調書を取得すること(対象サービス提供開始日の6ヶ月前以内に取得したものに限り有効)。
ただし、認証等が未取得の場合、下表のスケジュールにおさまるように進めること。

時期	各事業者の状態
間接補助事業の申請時	認証等取得の意志の表明
本事業終了時	認証等取得

なお、事業終了時までにはやむを得ず認証等の取得ができない場合はこの限りではない。この場合、当該事由をSIIに説明するとともに、認証等の取得後、速やかにSIIへ報告すること。

- ※ 情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト
https://www.ipa.go.jp/security/it-service/service_list.html
- ※ JIS Q 15001又は情報セキュリティ監査人のセキュリティ監査(保証型監査)の申請・取得状況は適宜報告を受けたうえで、SII WEBサイトで公表する。

【個人情報保護対策報告書について】

上記の認証または監査を受けてはいないが、十分な個人情報保護マネジメントシステムを構築している(もしくは構築予定である)ことが説明できる場合は、申請時に「個人情報保護対策報告書」を提出し、本報告書による審査(必要に応じてヒアリング等を実施)により、個別に申請を認める場合がある。

- ② 個人情報取得の同意を得るにあたっては、「個人情報の取扱方針(ひな形:スマートライフサービス用)」に記載された内容を満たしたものであること。
※ 「個人情報の取扱方針(ひな形:スマートライフサービス用)」は、SII WEBサイトに掲載している。
<https://sii.or.jp/cyberphysical01r/overview.html>

1-8 データカタログの公開

機器メーカー及びプラットフォーム事業者は、一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) が運営・管理を行うデータカタログ※を作成し、一般公開すること。なお、記入様式・公開場所については、SIIより通知する。

(※データカタログとは)

データの分類、略形式等を「検索するためのメタ(属性)データ」をデータの種類ごとにまとめたもので、データそのものを一覧にしたものではない。データカタログのイメージは、「JEITAスマートホームデータカタログ項目定義書V1.0」を参照すること。

<https://www.jeita.or.jp/japanese/pickup/category/190314.html>

1-9 留意事項

コンソーシアムに参画する事業者間におけるデータ取引に係る契約にあたっては、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版(令和元年12月 経済産業省)」を参照すること。

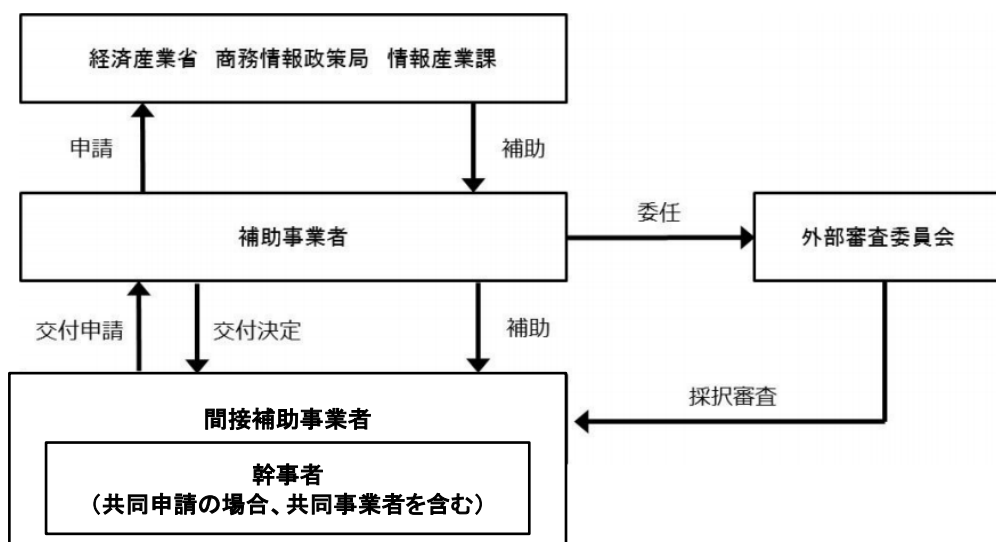
<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001.html>

また、機器やサービスの設定を行うユーザインターフェースや、複数事業者によりクラウド間のデータ連携を行うにあたっては、「クラウド連携によるスマートライフサービス提供に関するJEITA標準モデル Ver 1.0」を参照すること。

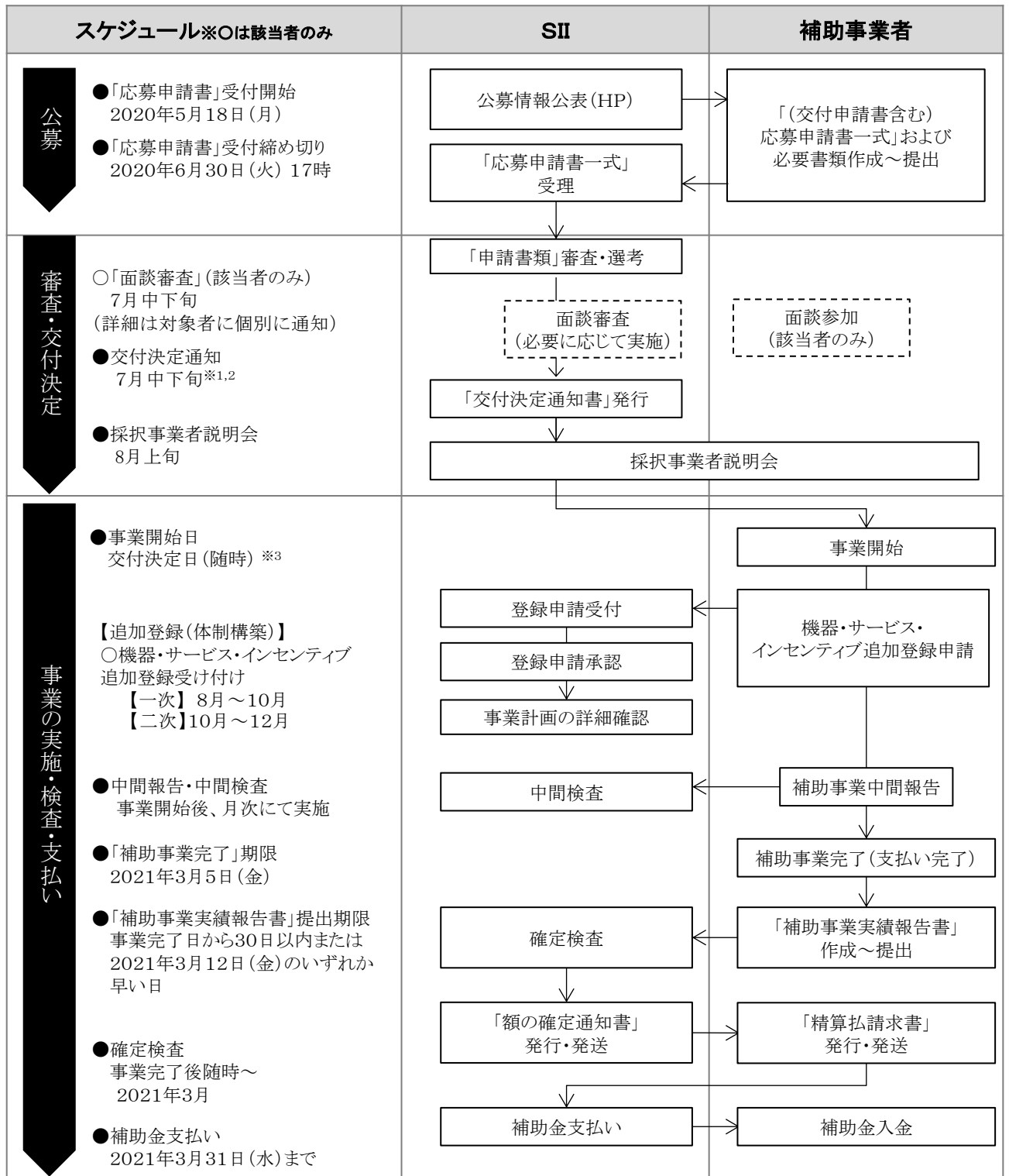
<https://www.jeita.or.jp/japanese/pickup/category/model.html>

1-10 事業スキーム

本事業は、下記のようなスキームで実施する。SIIは本事業の実施に際して、外部の有識者から構成される外部審査委員会を設置したうえで、間接補助事業者の採択審査に関する業務を行う。



1-11 実施スケジュール



※1) 採択後、最終的な交付決定金額の調整を行う。(詳細はp23)

※2) 生活データを取り扱う事業者は、サービス提供開始日前までに「スマートライフ分野の製品安全・セキュリティ対策指針チェックリスト」を用いて、安全性とセキュリティの対策が適切に講じられていることを確認し、SIIに報告すること

※3) 原則、交付決定日～2021年2月6日の間に対象サービスの利用契約等を締結し、1ヶ月以上のサービス契約・データ提供が確認でき、間接補助事業者等の実費弁済が完了したインセンティブを補助対象とする。(詳細はp10,11)

2 事業の実施

2 事業の実施

■ -1 応募申請(交付申請)

(1) 事業の公募

SIIは、SII WEBサイト(<https://sii.or.jp>)において一般公募を行い、公募関連情報は適宜掲載する。

(2) 公募の期間

公募期間：2020年5月18日(月)～2020年6月30日(火) 13時必着

- 必要に応じて面談審査を実施する。面談審査の有無、日程および詳細は書類受付後に個別に通知する。

(3) 応募申請

申請者はSII WEBサイト(<https://sii.or.jp>)より提出書類様式をダウンロードし、以下の資料について電子ファイルを作成のうえ、メールにてSII宛てに送付すること。

(全員必須)

- 応募申請様式一式
- (様式第1) 交付申請書(押印)
- (別添1) コンソーシアム登録申請書(押印)
- (別添2) 共同申請確認書(押印)
- (別添3) コンソーシアム参加確認書(押印)
- 事業者登記簿謄本
- 決算報告書(直近3年分)

(任意、該当者のみ)

- 各種補足資料
- 情報セキュリティマネジメントに関する認証書類(写し)
- 個人情報の取り扱いに関する認証書類(写し)

(注1) 提出書類は抜け漏れがないかを確認のうえ送付すること。

(注2) 提出した書類と同一の書類を控えとして、上記の順にまとめて保管しておくこと。

2-2 応募申請時の提出方法**(1) 提出書類**

No	様式	書類名称	主な記載内容	提出者		
				幹事者	共同事業者	コンソーシアム
01	指定様式	①事業者概要一覧	<ul style="list-style-type: none"> 事業者名、登記住所、代表者役職氏名 事業者の役割 参画形態(幹事者・共同・コンソーシアム) 情報セキュリティマネジメントに関する認証取得状況 個人情報取り扱いに関する認証取得状況 	●		
02	指定様式	②担当者情報	<ul style="list-style-type: none"> 書類送付先住所 担当者役職氏名、連絡先 	●		
03	指定様式	③事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施体制、事業計画 プライバシー確保に向けた事業者間連携・工夫 使い易いUIの実現に向けた事業者間連携・工夫 事業者間の連携を促す活動 	●		
04	指定様式	④機器登録申請書 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> 製造メーカー、機器名、機器型番 使用場所及び主たる役務の説明 収集データ内容、収集方法、機能イメージ図 事業計画(販売開始時期、価格、販売計画等) 	●		
05	指定様式	⑤サービス登録申請書 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> サービス概要、ターゲット、活用データ、データ収集元 ユーザーインターフェースイメージ、提供役務 事業計画(提供開始時期、プロモーション計画等) サービス契約概要(本人確認方法等) 	●		
06	指定様式	⑥インセンティブ登録申請書 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> インセンティブ内容、提供方法、提供フロー、提供条件 提出可能な証憑、実費弁済額の算定根拠 確定検査対応方法の説明 景品表示法に準拠していることの確認 	●		
07	指定様式	⑦支出計画書	<ul style="list-style-type: none"> インセンティブ単価 インセンティブ毎の提供件数見込み 	●		
08	指定様式	⑧(別添1)コンソーシアム登録申請書 ^{※1} (押印)	<ul style="list-style-type: none"> コンソーシアムに参画する事業者名、担当者、連絡先 事業参画同意事項、事業者要件への合意 幹事会社押印(事業責任者印) 	● (押印)		
09	指定様式	⑨(別添2)共同申請確認書 ^{※1} (押印)	<p><u>コンソーシアムに参画する事業者のうち、共同申請を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者名、所在地、事業責任者役職氏名 共同申請事業者押印(事業責任者印) 		● (押印) ※1社1枚	
10	指定様式	⑩(別添3)コンソーシアム参加確認書 ^{※1} (押印)	<p><u>コンソーシアムに参画する事業者のうち、共同申請を行わない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者名、所在地、事業責任者役職氏名 コンソーシアムに参画する事業者押印(事業責任者印) 			● (押印) ※1社1枚

※1 採択後、追加登録を行う際も同様式を利用すること。

No	様式	書類名称	主な記載内容	提出者		
				幹事者	共同事業者	コンソーシアム
11	指定様式	⑪認証等取得計画書	<ul style="list-style-type: none"> 取得しようとする認証および取得範囲 申請予定時期 現時点での対応状況、申請までの課題、スケジュール 	● (認証等未取得者)		
12	指定様式	⑫(様式第1) 交付申請書(押印)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者(幹事者)、共同申請にあつては連名にて提出 押印は代表となる申請者(幹事者)のみで可 	● (押印)		
13	指定様式	⑬(別添) 役員名簿	<ul style="list-style-type: none"> 申請者(幹事者)の役員情報 	●		
14	様式自由(必須)	事業者登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の実在性の確認が行えるもの 	●		
15	様式自由(必須)	決算報告書(直近3年分)	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業実施能力を有する財務基盤の確認が行えるもの 	●		
16	様式自由(任意)	機器登録申請書 補足資料(機器カタログ、説明資料等)	<ul style="list-style-type: none"> 用いるネットワークデバイスや収集データの詳細が説明されたもの(機器登録申請書に書ききれなかった項目) 	●		
17	様式自由(任意)	サービス登録申請書 補足資料(説明資料、サービス契約書/利用規約案等)	<ul style="list-style-type: none"> 用いるサービスや活用データの詳細が説明されたもの(サービス登録申請書に書ききれなかった項目) サービス契約書/利用規約案等、不正防止に関する条項が入っていることが確認できるもの 	●		
18	様式自由(任意)	インセンティブ登録申請書 補足資料(インセンティブ提供契約書案、確定検査対応方法の説明資料等)	<ul style="list-style-type: none"> インセンティブの不正発行を防止する条項・仕組み等が確認できるもの インセンティブ提供者の管理に用いるデータベース、フォーマット (自社調達の場合)原価証明 …等 	●		
19	様式自由(必須)	情報セキュリティマネジメントに関する認証書類(写し) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ISO/IEC 27001 保証型監査の監査調書(提供開始日の6ヶ月前以内に取得したもの) 	●	● (生活データを扱う事業者のみ)	● (生活データを扱う事業者のみ)
20	様式自由(必須)	個人情報の取り扱いに関する認証書類(写し) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> Pマーク(プライバシーマーク)認証証書 保証型監査の監査調書(提供開始日の6ヶ月前以内に取得したもの) 	●	● (生活データを扱う事業者のみ)	● (生活データを扱う事業者のみ)

※2 認証未取得者については、No.11の資料を必ず提出のこと。

(2) 提出方法

- SII WEBサイトより申請様式をダウンロードし、申請に必要な書類を作成する。
- 申請者は、公募期間中に下記の資料について電子ファイルを作成のうえ、メールにて送付すること。
なお、提出した書類と同一の書類を控えとして、保管しておくこと。

<申請書提出期間>

公募期間：2020年5月18日（月）～2020年6月30日（火）

(3) 提出先

以下メールアドレス宛てに、申請書類一式のファイルを送付すること。

【メールアドレス】

cyber-physical_info@sii.or.jp

【件名】

（事業者名）サイバー／フィジカル融合促進事業費補助金 交付申請書送付

【宛先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ サイバー／フィジカル融合促進事業担当

【押印書類の提出について】

押印が必要となる下記書類の提出については、押印書面をPDF形式にて、全ての添付資料と一緒にSII宛にメール送付する。

- ✓（別添1）コンソーシアム登録申請書（幹事者のみ）
- ✓（別添2）共同申請参加確認書（共同事業者各社1部ずつ）
- ✓（別添3）コンソーシアム参加確認書（共同申請を行わないコンソーシアムに参画する事業者各社1部ずつ）
- ✓（様式第1）交付申請書（幹事者のみ）

押印済みの原本提出については、SII から別途案内があるまで、保管すること。

2-3 審査・採択

(1) 審査項目(案)

A. 要件適合性

- ・間接補助事業者の要件を全て満たしているか。(p8)
- ・登録する機器、サービス、インセンティブが本事業の定義に合致しているか。(p7)
- ・対象サービス、インセンティブは事業要件を満たしているか。(p10)
- ・生活データを取扱う事業者全てがセキュリティ・個人情報保護に関する要件を満たしているか。(p12,13)

B. 補助事業の計画の妥当性・有効性・市場性

- ・プラットフォーム事業者が提供するプラットフォームが、今後多くの機器メーカーやサービス事業者の参画を呼び込むことが期待できるか。
- ・提供する対象サービスは、消費者のニーズを捉えた利便性・有効性・拡張性があるか。
- ・サービス事業者に提供する生活データに、希少性・有用性・冗長性があるか。
- ・サービス契約する消費者(ユーザー数)が一定程度見込める顧客基盤や、営業・販売ルートがあるか。
- ・インセンティブの提供方法に、対象サービス利用や生活データ提供をより長く継続させるための工夫があるか。
- ・プライバシー確保や使い易いユーザーインターフェイス等の工夫が、消費者が対象サービスやネットワークデバイスの利用を促すことを期待できるか。
- ・情報セキュリティ体制や景品表示法への対応等、本事業を継続的に実施するために必要なリスク回避策が十分に用意されているか。

C. 支出計画の妥当性

- ・事業の計画に照らして、適正な支出計画となっているか。
- ・確定検査の実施に際して、適切な証憑提出や、不正防止等の対応が十分に可能か。

(2) 間接補助事業者の採択決定

関係分野の有識者で構成された審査委員会の審査を踏まえ、サービス内容のバランス等を考慮し、間接補助事業者を採択決定する。総合評価の結果、不採択になることがある。

なお、応募申請の採択にあたっては交付決定金額は決定されず、事業計画を精緻にした交付申請の内容を踏まえて、金額が決定される。

採択決定の通知・公表

- ・SIIは、採択事業者宛てに採択決定通知を送付する。
- ・SIIは、採択事業者について、事業者名、事業概要等をSIIが運営するWEBサイト等にて公表する。
- ・採択事業者は、サービス内容の説明、掲載画像等の情報提供につき、可能な範囲でSIIに協力すること(SIIは、掲載情報について採択事業者と予め協議のうえ、合意を得られた範囲で公開する)。
- ・公表にあたっては、機器メーカー、サービス事業者等から当該プラットフォームへの参画に関する問合せを受け付ける連絡先を公開し、適宜コンソーシアムへの追加を検討すること。

(3) 採択事業者向け説明会

採択決定後、速やかに説明会を開催する。採択事業者向け説明会では、採択決定以降の手続きおよび事業実施方法を説明、本事業にてSIIが運営する広報事業等についても詳細を伝達する。

2-4 体制の構築

(1) 追加登録受付期間

応募申請の結果、採択を受けた事業者は、下記の期間において随時、共同事業者、コンソーシアム事業者、対象サービス、ネットワークデバイス、インセンティブの追加・変更の登録を行うことができる。

(第一次登録受付期間(予定))

2020年8月上旬(詳細は決定後にSII WEBサイトにて掲載)

(第二次登録受付期間(予定))

2020年10月～12月(詳細は決定後にSII WEBサイトにて掲載)

(2) 追加登録方法

(共同事業者及びコンソーシアム事業者の追加の場合)

間接補助事業者(幹事者)は、応募申請書様式に含まれる(別添1)コンソーシアム登録申請書と、追加するコンソーシアム事業者の参画形態に応じて、(別添2)共同申請参加確認書または(別添3)コンソーシアム参加確認書に必要事項を記載のうえ、メールにてデータ(Excel+押印PDF)をSIIへ送付すること。押印書類原本については、SIIから承認の連絡および提出案内があるまで、保管すること。

なお、追加する共同事業者及びコンソーシアム事業者が生活データを取り扱う事業者である場合は、セキュリティ・個人情報保護に関する資料の提出も同時に必要となる。

(対象サービス、ネットワークデバイス、インセンティブの追加・変更の場合)

応募申請書様式に含まれる機器登録申請書、サービス登録申請書、インセンティブ登録申請書に追加・変更内容を記載のうえ、メールにてデータ(Excel)をSIIへ送付すること。

※共同事業者の追加・変更を行う場合には、計画変更の提出等が必要になるため、SIIの指示に従うこと。

(3) 追加登録の承認

SIIにて申請内容を確認し、各要件等を満たしているかどうか等を確認のうえ、承認の是非を通知する。必要に応じて追加資料の提出、ヒアリング等を実施する場合がある。

2-5 交付決定

(1) 交付申請内容に関する協議

採択決定後、採択事業者とSIIにおいて協議を行い、最終的な事業計画、支出計画の精査を行う。その際、申請予定額の合計が、事業予算を超える見込みがある場合は、交付申請額を調整することがある。

(2) 交付決定の通知・公表

SIIは、交付決定した間接補助事業者宛てに交付決定通知を送付する。

交付決定した間接補助事業者について、事業者名、事業概要、交付決定金額等をSII WEBサイト (<https://sii.or.jp>) への掲載をもって公表とする。

上記に加え、交付決定した補助事業者について、補助金の交付決定等に関する情報(事業者名、交付決定日、法人番号、交付決定額等)は、原則として、gBizINFO (<https://info.gbiz.go.jp/>) へ掲載される。

(3) セキュリティ対策についての報告

生活データを取り扱うコンソーシアム事業者は、サービス提供開始日前までに「スマートライフ分野の製品安全・セキュリティ対策指針チェックリスト」を用いて、安全性とセキュリティの対策が適切に講じられていることを確認し、SIIに報告すること。(**1**—7(1)② 参照)

※「スマートライフ分野の製品安全・セキュリティ対策指針チェックリスト」は、SII WEBサイトに掲載している。

<https://sii.or.jp/cyberphysical01r/overview.html>

2-6 補助事業の開始～完了

(1) 間接補助事業の開始

間接補助事業者は、下記の事業期間において、間接補助事業を実施する。

間接補助事業期間: 交付決定日～2021年3月5日

なお、上記事業期間中の間に対象サービスの利用契約等を締結し、1ヶ月以上のサービス契約・データ提供が確認でき、間接補助事業者の実費弁済が完了したインセンティブを補助対象とする。

(2) 補助事業期間中の事業内容の変更等

事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うこと。
なお、機器・サービス・インセンティブに追加・変更については 2-4(2)の方法に準じる。

(3) 活動計画・進捗の公表

間接補助事業者は、SIIが適宜実施する事業の進捗状況に関するヒアリングに対応すること。

SIIは、ヒアリング内容等を随時SIIが運営するWEBサイト上等で公開することがある。

なお、成果普及を目的とした経済産業省等が実施するイベント等への協力等を依頼することがある。

(4) 進捗報告・中間検査

① 進捗報告

- ・間接補助事業者は、SIIが定めたスケジュールに基づき、間接補助事業期間中、サービス契約件数や付与したインセンティブの実績額等を報告すること。

② 中間検査

- ・中間検査においては、補助事業者が本事業のために使用した費用のうち、公募要領において認められた経費の使用状況を確認する(経理書類および証憑類の確認、面談による費用使用実態についての確認等)。

③ 予算の再配分

- ・①②の内容を踏まえて、交付決定金額に対して補助対象経費の実績が明らかに下回るが見込まれる場合等においては、SIIは当該事業者に対して交付決定金額を変更する計画変更の提出等を指示することがある。

(5) 補助事業の完了

補助事業者は、下記のいずれかの時点をもって、補助事業を完了する。

- ・交付申請で掲げた目的と内容が達成された場合。
- ・所定の事業期間に達した場合。

(6) 実績報告～補助金の支払い

① 実績報告

- ・補助事業者は、事業完了した日から起算して30日以内または2021年3月12日(金)のいずれか早い日に、「補助事業実績報告書」をSIIに提出する。

② 確定検査および補助金額の確定

- ・SIIは、補助事業者の実績報告を受けて、交付規程に基づき確定検査を行う。
- ・補助事業実績報告書に係る書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定する。

③ 補助金の支払い

- ・補助事業者は、SIIが補助金額を確定した後、「精算払請求書」をSIIに提出する。
- ・SIIは、「精算払請求書」の受領後、確定した額の補助金を補助事業者に支払う。

2-7 成果普及活動

(1) WEBサイトによる情報発信

間接補助事業者がコンソーシアムとして提供する対象サービス、ネットワークデバイス、提供されるインセンティブ等の情報は、SIIが運営するWEBサイトにおいて消費者あるいは事業者に向けて発信される。間接補助事業者は、上記WEBサイトに必要な情報の提供・確認等について協力すること。

(2) イベント等への参加

2-6(3)記載のイベント等において、間接補助事業者がコンソーシアムとして提供する対象サービス、ネットワークデバイス等の情報を発信する可能性があるため可能な限り当該活動に協力すること。

2-8 補助金の支払い以降

(1) 成果報告

補助事業完了後も、成果確認を目的としたアンケート等を実施する場合があります、間接補助事業者はこれに協力すること。

(2) 会計検査

本事業は、国の補助事業であることから会計検査院(国会および裁判所に属さず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する機関)による検査の対象であり、事業が完了した会計年度の翌年度から5年間、会計検査院や経済産業省等による検査が実施される場合がある。

(3) 不正受給に対する罰則・加算金について

間接補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金適正化法施行令、交付規程および交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- 交付決定の取消し、補助金の返還および加算金や延滞金の納付。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること。
- 補助事業者等の名称および不正内容の公表。

(4) その他

補助金の支払い以降も、成果普及を目的とした経済産業省等が実施するイベント等への協力等を依頼することがある。(対応は任意。可能な範囲で対応検討すること。)

また、補助金の支払いに際し整備した帳簿および全ての証拠書類については、補助金の支払い以降も他の経理と明確に区分して保管すること。

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

※新型コロナウイルスの影響で、電話での対応を一時的に取り止めとさせていただきます。
お問い合わせの際は下記メールアドレスへご連絡ください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ サイバー／フィジカル融合促進事業担当

MAIL: cyber-physical_info@sii.or.jp

WEB: <https://sii.or.jp/cyberphysical01r/>